関東管区警察局栃木県情報通信部

・参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記の連絡先に連絡されたい。

記

1 件 名 キーボード 外11件

2 仕様等 仕様書のとおり (HPに掲載)

3 見積書提出期限 令和7年12月22日17時15分

4 見積合わせ日時 令和7年12月23日10時00分

5 履行期限 令和8年1月30日

#### <留意事項>

1 電子調達システムの利用

本案件は、「電子調達システム (GEPS)」 (https://www.p-portal.go.jp/) 対象調達 案件である。ただし、「電子調達システム」により難い場合には、紙、電子メールに よる見積書の提出ができるものとする。

- 2 見積合わせに参加する者に必要な資格等
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を 得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準 ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でな いこと。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」(別添) に誓約できる者であること。
- 3 相当品について

仕様書に示す相当品可の製品について、相当品を提示する際には、次の期日までに官側に確認し了解を得ること。

- (1) 納入予定機器等リストの提出を要するもの 令和7年11月20日 17時15分
- (2) 上記(1)以外のもの令和7年12月15日 17時15分

### 4 問い合わせ先

(1) 契約に関する問い合わせ先

関東管区警察局栃木県情報通信部 通信庶務課 経理係住所 〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号電話番号 028-621-0110

Eメールアドレス tochigi. CGA@npa.go.jp

受付時間 平日8:30~17:15

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

(2) 電子調達システムに関する問い合わせ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

受付時間 平日9:00~17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム https://www.p-portal.go.jp/

#### 5 見積書の作成及び提出方法

- (1) <u>見積書提出期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難い場合には、上記4(1)「契約に関する問い合</u>わせ先」に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
- (2) 見積書の様式は問わないが別紙様式-1の内容を満たすものとし、見積書作成年月日、宛名、件名、見積金額(消費税を除く)、参加者の住所、社名、代表者名の記載及び押印の上提出すること。

なお、見積書は社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

- (3) 見積金額は、消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (4) 見積書の提出は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とする。
  - ※ 押印省略により作成した見積書に限りメールによる提出も可能とする。 提出期限については、紙媒体による提出と同様とする。
- (5) 電子調達システムによる場合は、当該システムに定める手続に従い提出すること。

# 6 見積書の無効

- (1) 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった 者の提出した見積書は、無効とする。
- (2) 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

ア 金額を訂正した見積書

- イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書
- ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積 書及びその疑いのある見積書
- エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

## 7 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 期日までに提出された有効な見積書のうち、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格(消費税を除く)を提示された者を契約の相手方とする。
- (2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者(以下「参加者」という。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書(消費税金額を含む)を提出すること。

#### 8 見積合わせ結果について

- (1) 契約の相手方に決定した事業者の方にのみ当方から連絡を行う。
- (2) 見積合わせの決定業者及び金額については、見積書提出期限経過後、上記 4 (1) に 問い合わせること。
- 9 契約書等作成の要否について 会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書等を作成すること。

### 10 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とする。
- (2) 納入予定機器等リストは、別紙様式-2を用いるものとし、仕様書の要件を満たす納入予定機器(仕様書において要件を定めているものに限る。)に係る製品名、型番、製造業者名及び製造業者の法人番号を記載すること。

なお、納入する可能性がある機器等の候補が複数ある場合には、それらを網羅的 に記載すること。

- (3) 上記7において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施する。
- (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼、又は随意契約の協議をすることができるものとする。
- (5) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合がある。
- (6) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書(官署支出官関東管区警察局総務監察部長宛)を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関に振り込みを行う。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合には当団体)は、下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
  - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて発注元の契約担当官又はその職員の業務を妨害する行為を 行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。

Ħ	<b>红</b> 丰	<b>≠</b>
₩.	<b>不</b> 育	<del>=</del> -
ッピ	17. 其	

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 関東管区警察局栃木県情報通信部長 殿

住 所

会社名

代表者名

件 名 キーボード 外11件

	金	億	千.	百!	+!	万!	千.	百!	+	H
--	---	---	----	----	----	----	----	----	---	---

(消費税及び地方消費税を除く)

履行期限 令和8年1月30日

代表者連絡先

事務担当者名

事務担当者連絡先

電子くじ番号

# 積 書 見 令和 年 月 日 分任支出負担行為担当官 見積書提出日 関東管区警察局栃木県情報通信部長 住 所 〇〇県〇〇市〇〇 メールで提出時は押 印不要 会社名 株式会社〇〇〇 代表者名 〇〇 〇〇 代表者印 契約金額の総額(消費税を除く) 件 名 を記入。小数点以下は切り捨て とする。 百 + 万 億 百 十: 円 ¥ \* \* **※** \* **※ ※** 金 (消費税及び地方消費税を除く) 下記事項は社印及び代 履行期限 令和 年 月 日 表者印省略時記載 代表者連絡先 000-0000-0000 事務担当者名 00 000 事務担当者連絡先 ○○○-○○○-○○○ 電子くじ番号 同額となった番号のくじに使用するため、任意の番号を3桁入力すること。

調達案件名 (システム名)	キーボード 外11件
法人名	

## 〇 提案機器等一覧

通番	是案機器等一覧 区分	製造業者• 役務実施業者	本社所在国	業者の法人番号 (半角数字)	製品名• 役務実施場所	型番	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
19							
20							

# 仕 様 書

- 1 調達物品 品名、規格、数量は下記のとおりとする。
- 2 納入場所 関東管区警察局栃木県情報通信部 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号
- 3 納入期限 令和8年1月30日
- 4 提出書類 納入時に納品書を提出すること。
- 5 支払条件 納入後、適法な支払請求書(官署支出官関東管区警察局総務監察部長宛)を 受理した日から30日以内とする。
- 6 その他 ①相当品可の記載があるものについては相当品での見積りも可能とするが、 事前に官側に確認し了解を得ること。
  - ②本仕様書で調達する下記に示す機器等リストの提出が必要な製品について はあらかじめ官側に機器等リストを提出し、官側がサプライチェーン・リ スクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、官側と迅速かつ密接 に連携し、代替品選定等を行うこと。
  - ③納品にあたっては、担当者に事前に連絡し、調整を行うこと。

記

番号	品 名	規 格	数	量	相当品	機器等 リスト の提出	参考
1	キーボード	TK-FCM103XBK	1	個	可	0	ELECOM
2	ノートパソコンスタンド	PDA-STN78S	4	個	可		サンワサプライ
3	トナーカートリッジ	TC-C3BK1	1	個	不可		OKI
4	トナーカートリッジ	TC-C3BC1	1	個	不可		OKI
5	トナーカートリッジ	TC-C3BM1	2	個	不可		OKI
6	トナーカートリッジ	TC-C3BY1	2	個	不可		OKI
7	HDMIケーブル	CAC-HD21E10BK2	4	個	可		ELECOM
8	HDMIケーブル	DH-HD14EU10BK	1	個	可		ELECOM
9	マウス	M-XGM30UBSKABK	1	個	可	0	ELECOM
10	USBケーブル	TBT5-10BK	1	個	可		ELECOM
11	モバイルバッテリー	DLP1912CB	2	個	可		Philips
12	AVアダプタ	MW2P3AM/A	1	個	不可		Apple